

「愛知県農林水産業の試験研究基本計画 2030」策定要領

第1 趣旨

本県では、「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」に基づき策定された「食と緑の基本計画」の実現に資するため、2006年3月に「愛知県農林水産業の試験研究基本計画（2006～2010年）」を策定し、以降、5年ごとに計画を更新（改訂）してきた。

現行計画に掲げた重点研究項目の進行管理のため、2023年度には“中間評価”を実施したところであるが、来年度に計画期間を終えること、次期「食と緑の基本計画」の策定作業が始まっていることを踏まえ、現行計画の進捗状況の整理や農林水産業及び農林水産試験研究を取り巻く現状の分析を行いつつ、2025年12月の公表に向け、「愛知県農林水産業の試験研究基本計画 2030」（以下、「次期計画」という）の策定を進める。

第2 計画の概要

1 基本的な考え方

（1）性格

「食と緑の基本計画」の実現に向けた農林水産試験研究分野の専門計画として、本県の農林水産試験研究の推進方向や取り組むべき課題、研究事項及び成果の目標などを明らかにするもの。

（2）部門

農業部門、林業部門、水産業部門

（3）計画期間

2026年度～2030年度

（4）策定主体

愛知県

2 策定の視点

（1）本県農林水産業の振興を図り、県民の豊かな暮らしづくりを目指す試験研究の姿を明確化する。

（2）現場の課題解決に向けて研究成果の迅速な普及を図るとともに、技術開発の先導的役割を果たす。

（3）県の試験研究機関はもとより、国、大学、民間等との積極的な連携・協力を進める。

3 諸計画との関連

本県の次期「食と緑の基本計画」との整合性を図る。

第3 次期計画策定の手順

1 策定に向けた流れ

別紙のスケジュールにより、下記の5段階に分けて策定作業を進める。

(1)現状分析

(2)枠組

(3)骨子

(4)素案

(5)最終案

2 次期計画の決定

(1)～(5)について、下記により検討または意見聴取し、次期計画を決定する。

(1)専門分科会による検討

枠組と素案について、愛知県農林水産技術会議の部門毎に設置された専門分科会で検討する。

(2)外部検討委員からの意見聴取

素案の作成段階で、外部検討委員から意見を聴取する。外部検討委員については別に定める方法で選定する。

(3)普及組織及び関係課からの意見聴取

現状分析を行う際には、普及組織から現場の課題や将来予測に関する意見を聴取する。

また、骨子及び素案の作成段階で、普及組織及び関係課から意見を聴取する。

(4)愛知県農林水産技術会議による決定

枠組と最終案について、愛知県農林水産技術会議本会議に諮り、決定する。

第4 事務

計画策定の事務は、愛知県農林水産技術会議事務局（農業経営課農業イノベーション推進室イノベーション推進グループ）が行う。

第5 その他

2024年4月23日付け6総第31号の依頼に基づき、次期計画の策定にあたっては、可能な範囲で事務等の簡素化に努めるものとする。

付則

この要領は、令和6年6月7日から施行する。